

平成 23 年 6 月 9 日  
朝日生命保険相互会社

**東日本大震災等の被災地域において、契約者貸付金および保険料自動振替貸付金の元利合計額が解約返戻金を超過しているご契約に対する特別措置の延長について**

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。  
朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）は、このたびの地震で被災された方々を支援するため、以下のお取扱いを実施することといたしました。

契約者貸付金および保険料自動振替貸付金の元利合計額が解約返戻金を超過しているご契約は、解約返戻金を超過している額をお払込みいただくこととしておりますが、東日本大震災・長野県北部を震源とする地震により、お払込みが困難な場合は、払込期限を延長する特別措置を実施しております。当初は払込期限を平成 23 年 9 月末日までとしておりましたが、被災地の復旧・復興状況を鑑み、本特別措置は平成 23 年 12 月末日まで延長とさせていただきます。

以上